

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継の推進が図られるようマッチングや税財政措置の拡充など幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等の創業促進に資する支援策の拡充など、雇用創出に向けた施策を推進すること。
 - (6) 消費税増税の際には、中小企業・小規模事業者への影響を考慮し、景気対策など適切な支援を講じること。
 - (7) 都市自治体の商店街活性化や空き店舗活用への取組に係る財政措置等を拡充すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策等の活用による経営支援を行うとともに、商店街の共同施設を適正に管理できるよう必要な財政措置を講じること。

3. 離島における地域振興及び定住促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
4. 「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。
5. 社会資本整備総合交付金については、PPP／PFIの活用による民間投資の誘発を促進する事業を幅広く対象とすること。
6. 東日本大震災関係
グループ補助金(中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金)については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象に加えるなど、柔軟に活用できる制度とすること。